

～地域のでともにおえあうまちづくり～

災害時要援護者避難支援制度

災害時に支援を必要とする人を地域で支え合いましょよう

「災害時要援護者避難支援制度」とは？

災害が発生したときや災害発生のおそれがあるとき、支援を必要とする高齢者や重度の障がいがある人に対して、地域の皆さんの協力（共助）によって、支援を受けられるようにする制度です。

この制度がなぜ必要？

災害時には緊急情報収集や避難などが必要になりますが、行政機関が広範囲に行う支援には限界があります。

被害を最小限におさえるためにも、支援を必要とする人を身近な地域で支えることが不可欠です。

災害時要援護者とは？

次の①から⑥に該当する人のうち、災害時に家族等の支援が望めず、自力で避難することが困難な高齢者や重度の障がいがある人です。

- ①介護保険において要介護認定を受けている要介護3から要介護5までの人
- ②身体障害者手帳の交付を受けている障がいの程度が1級または2級の人
- ③療育手帳の交付を受けている障がいの程度がA判定の人
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の人
- ⑤ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- ⑥前各号に準ずる状態にあり災害時に地域支援が必要と認められる人

支援をうけるにはどうすればいいの？

福祉事務所（大口庁舎）・長寿支援課分室（菱刈庁舎）または各校区コミュニティ協議会事務局に備え付けの申請書か市ホームページ（<http://www.city.isa.kagoshima.jp/health/touroku.html>）からダウンロードした申請書に記入のうえ、登録してください。

ただし、次のことに同意が必要です。

- ①支援者（市役所、消防署、消防団、警察、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、福祉協力員、隣近所にお住まいの人など）へ必要な個人情報の提供。
- ②地域の皆さんで避難支援や安否確認を行う制度なので、支援を必ずしもお約束できるものではありません。（支援者が被災する場合があります。）
- ③支援者のできる範囲で行う制度です。責任を伴うものではありません。

自分の身は自分で守る（自助）という意識をもって、災害に備えておきましょう。

また、日頃から地域の皆さんとコミュニケーションを図り、気軽に会話できる関係づくりも大切です。

支援者の役割は？

- ①災害が発生した時に、災害時要援護者の安否確認や情報伝達、避難の手助けなど。
- ②支援者はできる範囲での手助けをお願いします。責任を伴うものではありません。
- ③災害発生時は、まず自分の身を守ってください。被災したときに無理な支援をお願いするものではありません。
- ④日頃から災害時要援護者の見守りなどを通して、支援活動が行いやすい環境づくりをお願いします。

申請書提出先

- | | |
|----------------------|--------------|
| ○福祉事務所社会支援係（大口庁舎） | ☎☎1311 ㊦1268 |
| ○長寿支援課分室高齢者支援係（菱刈庁舎） | ☎☎1311 ㊦2174 |
| ○各校区コミュニティ協議会事務局 | |
| 問い合わせ先 福祉事務所社会支援係 | ☎☎1311 ㊦1268 |

